

働く人のキャリアアップ、
キャリアチェンジを応援します。

教育訓練給付制度

受講費用の
最大8割が支給
されます。



キャリアー+

レベルン



教育訓練給付制度は、
スキルアップを目指すあなたに、
うれしい制度です。



受講費用の
最大80～20%支給！
費用負担を抑える
ことができます。



約16,000講座！
さまざまな分野の
講座がそろって
います。



指定講座の
検索サイトで
希望に合った講座を
見つけられます。

これなら、
ぼくにも受け
られそう！



目当ての
資格の講座が
きつとある！



土日、夜間、
オンラインも
あるんだね！



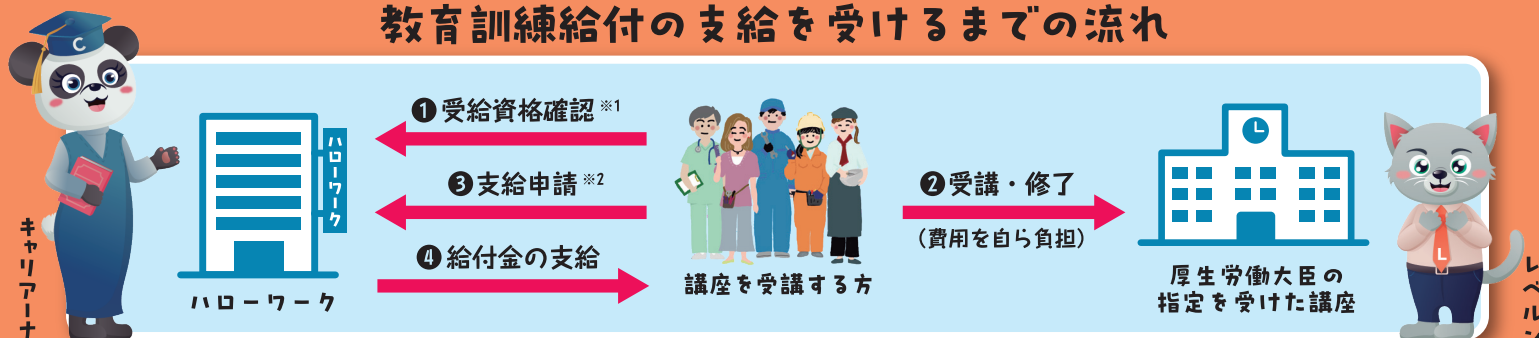
詳しい内容については裏面をご覧ください。

教育訓練給付は3種類あります。

教育訓練の種類	給付率	対象資格	支給対象者※1	
			在職中	離職中
専門実践教育訓練	最大で受講費用の 80% 年間上限 64 万円	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 ・第四次産業革命スキル習得講座 ・ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学院・大学・短期大学・高等専門学校等の課程 ・専門職大学院の課程 (MBA、法科大学院、教職大学院 など) ・職業実践力育成プログラムなど 専門学校の課程 ・職業実践専門課程 ・キャリア形成促進プログラム	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が2年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が2年以上
教育訓練支援給付金※2	離職前の基本手当の日額の80%相当※3	専門学校の課程 ・職業実践専門課程 ・キャリア形成促進プログラム	×	○※4
特定一般教育訓練	最大で受講費用の 50% 上限 25 万円	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学等、専門学校の課程 ・短時間の職業実践力育成プログラム ・短時間のキャリア形成促進プログラム	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上
一般教育訓練	受講費用の 20% 上限 10 万円	資格の取得を目標とする講座 ・輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等)、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、CAD 利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上

※1 初めて受講する方の場合。※2 専門実践教育訓練を受講する方を対象とした給付金です。※3 令和7年4月1日以降に受講を開始する方の場合、60%相当。※4 そのほかにも条件があります。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

教育訓練給付の支給を受けるまでの流れ



※1 受給資格確認は、専門実践教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合に必要な手続きです (一般教育訓練を受講する場合は必要ありません)。
 ※2 専門実践教育訓練の場合は6か月ごとの支給申請により給付を受けられます (特定一般教育訓練及び一般教育訓練の場合は訓練修了後に一括で支給申請)。

約16,000の指定講座から、ご希望に合った講座をお探しいただけます。

教育訓練の受講希望者向け
 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム

教育訓練給付 講座検索

検索

